

## 資料

## アフリカ豚熱（ASF）の水際対策

川 田 良 浩（農林水産省 動物検疫所 羽田空港支所）

Kawada, Y. (2021). Border Quarantine for African Swine Fever in Japan.

Proc. Jpn. Pig Vet. Soc. 78, 24-27.

キーワード：アフリカ豚熱、家畜伝染病予防法、水際対策、検疫探知犬

2018年8月にアジアで初となる、中国でのアフリカ豚熱（ASF）の発生以降、アジアでは14カ国・地域（2021年4月現在）に発生が拡大しているところ（図1「世界におけるASFの発生状況」参照）。

動物検疫所では、従来から、海外からのASFや口蹄疫等の侵入防止のため、必要な人員や予算の確保、検疫探知犬の増頭、広報等を行ってきているところで

すが、関係省庁からの協力を得ながら、関係省庁一丸となった水際検疫のさらなる強化に取り組んでいるところです（<http://www.maff.go.jp/aqs/>：2021年7月5日閲覧）。

「相手国から持ってこさせない」、「日本に入れさせない」という点に着目して、特にリスクが高いと考えられている、携帯品及び国際郵便物の水際での強化対策について紹介します（図2「アフリカ豚熱の水際対策の強化」参照）。

出典：OIE等



図1 世界におけるASFの発生状況。2005年以降にOIE等に発生報告があった国や地域を赤色で示した。

## アフリカ豚熱の水際対策の強化

### 1 相手国から持ってこさせない

- 中国、ベトナム、韓国国内のSNS、現地メディア、旅行代理店等を通じた注意喚起
- 多言語動画の配信
  - ・動物検疫に関する動画をYouTubeで配信（日本語、英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、韓国語）
- 航空会社等への情報提供、ポスター掲示・機内アナウンスの依頼
  - ・日本向け直行便で機内アナウンスを実施（中国便・韓国便は全便数のうち約9割）
  - ・一部の航空会社においては、現地の空港カウンターでポスターを掲示
  - ・宅配会社にもポスターやリーフレットを送付するとともに各社HPへの掲載を依頼
- 広報ポスターの掲示
  - ・全国の空港や港などに多言語ポスター約1,300枚掲示
- 広報キャンペーン、報道機関を通じた注意喚起
- 日本養豚協会（JPPA）と連携したキャンペーンを実施
- 関係機関を通じて、外国人技能実習生に動物検疫制度を周知



広報ポスター



中国の空港カウンター  
(ポスターによる案内)

### 2 日本に入れさせない

- 検疫探知犬の増頭
  - ・追加措置し、140頭体制に強化（2021年3月末時点）
- 畜産物の違法な持ち込みに対する対応の厳格化（2019年4月22日～）
  - ・個人消費用やお土産用であっても、警察への通報又は告発の対象として警告書を交付（2019年4月22日～2021年4月30日の間に1,340枚を交付）
  - ・違反者情報をデータベース化し、関係省庁と共有して対応（逮捕事例あり）
- 高リスク便に対する携帯品検査の重点実施
  - ・検疫探知犬による探知や家畜防疫官による口頭質問を重点的に実施
  - ・税関と連携した検査を実施
- アフリカ豚熱発生国からの豚由来畜産物の検査強化
  - ・2021年4月30日現在、携帯品畜産物（生に近くリスクの高い物）601件をPCR検査、95件からアフリカ豚熱ウイルス遺伝子を検出（うち4件からアフリカ豚熱ウイルスを分離）
- 国際郵便物の検査強化
  - ・検疫探知犬の活用を拡大
- 各空港における靴底消毒及び車両消毒の徹底
- 船舶・航空機の商品残渣の適切な処理を指導（全167処理業者）、継続的に点検を実施



検疫探知犬による探知活動

図2 アフリカ豚熱対策の強化。特にリスクが高いと考えられている、携帯品及び国際郵便物の水際での強化対策についての紹介。

### 1 家畜伝染病予防法の一部改正による水際対策の強化

動物検疫所においては、2018年にアジア初の発生となる中国でのASFの発生を契機として、国内の関係省庁や関係機関が一体となって水際対策の強化を進めてきました（<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/asf2018.html>：2021年7月5日閲覧）。

一方、国内においても豚熱（CSF）や高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の発生が継続していたことから、農林水産省では、これらの侵入防止はもちろん、発生予防、まん延防止をより強固に進めるため、家畜伝染病予防法の一部改正し、2020年7月1日から改正された家畜伝染病予防法が施行されたことで水際対策も強化されました。具体的には、①出入国者の携帯品の中の畜産物について、家畜防疫官がその所持の有無を質問・検査できること、②発見された違反畜産物について家畜防疫官が廃棄できること、③動物検疫所長が船舶や航空会社や空海港の管理者等に対して必要な協力を求めることができること、④罰則をこれまでの100万円以下から300万円以下へ引き上げ、法人の場合は5,000万円以下が新たに規定されました。家畜防疫官

の権限が強化されたことで、これまで以上に厳格な対応が可能となり、さらに、航空会社などとも協力関係が強化されることになりました。特に、罰則の強化は、違反畜産物の持ち込みの多いアジアからの旅行者にはインパクトを与え、大きな抑止力となることを期待しています。

### 2 関係省庁との連携強化による取り組みの強化

出入国在留管理局との連携を強め、特に繰り返して違反畜産物を持ち込もうとする悪質な者については、適用事例はまだありませんが、上陸を認めない体制を整えました。

2019年4月22日から、悪質な持ち込みや再度の持ち込み者に対して、警告書を交付し、特に悪質な場合には、警察への通報や告発など、逮捕へ繋げる体制を構築し、罰則適用の厳格化を図ってきています。これまでに、6件9名の逮捕者をだし、逮捕情報は、相手国の情報発信ツールを通じて出身国にも流しています。

また、違反者のパスポート情報も記録として残すなど、税関と連携しつつ、違反者情報をデータベース化し、全国どこかの空海港からでも照会が可能なシステム

を築くことで、違反畜産物の持込防止に役立てています。

### 3 検疫探知犬を大幅増頭し全国で140頭体制を構築

生肉、ソーセージなどの畜産物を臭いで発見できる検疫探知犬は、昨年度末に140頭体制を構築し、その数はこの3年間で4倍増となりました。これで我が国は世界でも有数の検疫探知犬保有国となります。定期便の95%が到着する成田空港、羽田空港、関西空港、中部空港、福岡空港、千歳空港、那覇空港の主要7空港への増頭とともに、静岡空港、鹿児島空港、岡山空港に加え、新たに宮崎空港、仙台空港、茨城空港を始め12の地方空港にも検疫探知犬を配備することとし、そこから近隣の空海港への迅速な派遣も可能となりました(<http://www.maff.go.jp/aqs/job/detector-dog.html>: 2021年7月5日閲覧)。

また、荷捌き場(バックヤード)での探知活動や検疫探知犬の探知により検査が必要となった荷物が検査をすり抜けないう、当該荷物の所有者が検査を受けずにある地点を通過すると、発音して検査の必要性をお知らせするセキュリティタグ(図3「セキュリティタグ」参照)の導入についても検討を始め、検査の効率化、厳格化を進めています。

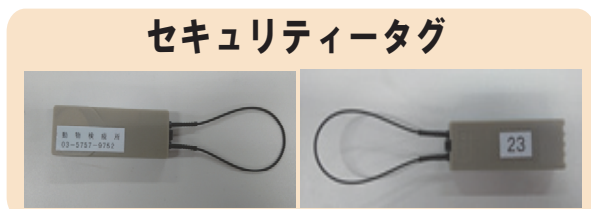


図3 セキュリティタグ。セキュリティタグが別途設置するアンテナの受信圏内に入ると発音する仕組み。アンテナの設置場所や音の種類等について、関係機関との調整を始めているところ。

### 4 広報の強化

(<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/campaign.html>: 2021年7月5日閲覧)

コロナ禍で到着便が限られている中でも、特に力を入れているのが広報です。

罰則の強化などについて、対象国で汎用されているSNS等を通じての配信(3,000カ所以上)、在外公館での日本向け査証発給時の案内、新たなポスター・リーフレット作成(14万枚以上)・掲示などの活動を展開し

ています。海外のチェックインカウンターでも、リーフレット等で案内している空港を随時拡大していき、幅広く旅行者に周知できるよう努めています。機内アナウンスも中国、韓国などからの直行便の約9割で実施されています。

一方、過去の調査で、違反者(警告書交付対象者)の入国目的を調べたところ、日本在住が約30.2%、親族知人訪問が約29.4%、観光が約11.5%を占めていました。このような結果から外国に目を向けることが多かった広報を国内にも向けることも重要であると考え、地域の外国人コミュニティや留学生、農業実習生への周知も行ってきたところです。また、空海港の有無に関わらず都道府県との連携・協力をさらに強めていくこととしています。

そのほかの取組として、今回の罰則強化や本調査結果などを受けて、

- ・携帯品検査において警告書を交付した者
- ・郵便物検査において禁止品などを複数回受け取る予定であった荷受人
- ・外国にいて複数回に渡り禁止品等を送った差出人
- ・さらには関係しそうな外国食材店等

に対して、HP等への掲載や注意喚起文の発送を通じて、今回の罰則強化などの措置について周知徹底を図っているところです。

### 5 郵便物についての検査強化

(<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>: 2021年7月5日閲覧)

我が国に輸入される郵便物の約85%を占め、船便の郵便全てが輸入される川崎東郵便局においては、検疫探知犬を2頭から4頭増やして6頭体制で探知活動を行っているほか、他の国際郵便局においても検疫探知犬による検査を実施しています。

また、郵便物についても、携帯品と同様、違反者情報のデータベース化を実施しており、より効率的な検査を推進するとともに、今後も税関や郵便局との連携を一層強め、検査を強化していくこととしています。

### 6 さらに水際対策の強化に向けて

現在の空港での検査状況については、新型コロナウイルス感染症の影響により空港に到着する旅客便は、以前の1割にも満たない状況です。以前のような入国者数の水準に戻るまでにはもう少し時間が掛かりそうですが、我々としては、これを好機と捉え、入国者数

が少なく、間口の狭いうちから、徹底した検査を実施するなど空港や港の最前線で水際対策の一層の強化を図っています。一方では、コロナ禍の長期化も予想されることから、一連の緊急措置の見直しの検討も始めています。

さらには、本年度の予算措置として、旅客の手荷物や郵便物を X 線装置により撮像し、その画像を AI 技術を活用して解析する技術や同様の荷物から漏れ出るニオイを感知するセンサー技術を活用して畜産物の有無を判断する検討の取り組みが認められたところです。今後も、効果的・効率的な検疫を強化する各種の技術応用も進めながら、これらの実現を目指していくこととしています。

いずれにしても、生産者のため、食料の安定供給のため、アフリカ豚熱をはじめ海外悪性伝染病を日本で発生させないよう関係者が一体となって、粘り強く予防措置に取り組むことが重要と考えており、引き続きの皆様の御理解と御協力をよろしくお願いします。